

第4章

分野別施策の推進

第4章 分野別施策の推進

1 とともに築く福祉のまちづくり

1-1 とともに支え合うまちづくりの推進

【現状と課題】

平成18年12月、国際連合の総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国においては平成19年9月に署名しているところです。その条約の趣旨を実現するため、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成25年6月26日に公布されました。

障がいのある人も、社会に参加し、生き生きとした生活を送るためには、周囲の人の理解を得ることが一つの大きな要素となります。社会参加とは、他人と協力しながら生きていくということであり、障がいの有無にかかわらず、お互いを理解することにより、支え合う環境が整えられ、差別や偏見のない、より充実した社会の実現が可能となります。

「障がい」には、その種別ごとに支援が必要となる内容も異なり、精神障がいや発達障がい等外見ではわかりにくい「障がい」もあります。全ての市民が「障がい」や「障がいの特性」等について理解を深められるよう、啓発や学習の機会を提供していく必要があります。

(1) 理解と交流の促進

【取り組みの方向性】

市民や事業所等が障がいのある人及び「障がい」に対する正しい理解と認識を深められるよう、様々な機会を通じて啓発活動や福祉教育を推進します。

【具体的な施策と事業】

施策・事業	内 容	実施主体 (所管部署)
①障がいのある人や「障がい」に対する啓発の推進	○ノーマライゼーションの浸透を促進するため、広報もりや、市のホームページ、社協だより、パンフレット等のあらゆる広報手段を通じて、計画的、継続的に障がいに対する理解を深める啓発活動を進めます。	社会福祉課 社会福祉協議会

②「障害者週間」や「健康スポーツフェスティバル」等を通じた啓発活動の推進	○「障害者週間」（12月3日～12月9日）等、様々な機会をとらえ、障がいのある人や関係団体と連携しながら、障がいのある人等に対する理解を図るための継続的な啓発活動を推進します。	社会福祉課
	○「健康スポーツフェスティバル」を通じて、市民への障がいについての啓発と障がいのある人との交流機会を充実します。	社会福祉課 介護福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会
③障がいのある人からの情報発信機会の支援	○情報媒体の活用や各種イベント・街頭啓発活動等を通じて、障がいのある人自身が主体的に情報発信、自己表現できる機会の確保に努めます。	社会福祉課 社会福祉協議会
④福祉体験学習・人権教育の推進	○障がいのある人への理解を深めていくため、保育所や幼稚園、小・中学校等における福祉体験学習や人権教育の推進に努めます。	児童福祉課 市民協働推進課 学校教育課 指導室 社会福祉協議会
⑤障がいのある人との交流の促進	○障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流ができるよう、特別支援学校と地域の小・中学校の児童・生徒との交流を促進します。	社会福祉課 指導室 特別支援学校
⑥市民各層を対象とする福祉教育の推進	○社会福祉協議会等の関係機関と連携し、地域活動等における啓発活動や地域での福祉講座の開催を促進し、あらゆる年代の幅広い市民を対象とする地域に根ざした福祉意識の醸成に努めます。	社会福祉課 社会福祉協議会

(2) ボランティアによる多様な福祉活動の促進

【取り組みの方向性】

障がいのある人もない人も、全ての人々が地域で自立した生活を送れるよう、ボランティアの育成やボランティアが行う多様な福祉活動を支援することで、地域での人のつながりを促進し、ともに支えあう活動を支援します。

【具体的な施策と事業】

施策・事業	内 容	実施主体 (所管部署)
① ボランティアの育成と地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none">○市民を対象とした手話通訳者養成講座や点字講習会等を開催し、手話や点字等の地域福祉活動の担い手を育成します。○社会福祉協議会や市民活動支援センターと連携し、ボランティア協会を核にボランティア活動団体のネットワークづくりを支援・促進し、障がいのある人も身近で支援を受けることができる環境づくり、市民が気軽にボランティア活動に参加できる環境づくりを進めます。○ボランティア活動に関する情報提供の充実を図り、ボランティア団体やボランティア数の増加及び意識の高揚と活動への参加を促進します。	社会福祉課 市民活動支援センター 社会福祉協議会

1-2 安心・安全な生活環境づくり

【現状と課題】

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が平成18年12月に施行されたことにより、様々な施設においてバリアフリー化を推進していくことが求められています。公共施設のみならず、公共性の高い民間施設でも、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を浸透させていく必要があります。

障がいのある人でも外出しやすい環境となるように、公共施設や民間施設等のバリアフリー化や歩道の整備を促進し、外出しやすい環境を計画的に整えていく必要があります。

また、障がいのある人の中には、災害発生時等緊急時に、避難ができない、情報が入らない、情報を発信できない、自分で判断ができない等、自らの身を守ることができない人もいます。

障がいのある人でも安心・安全な生活を送れる環境を整備するために、「守谷市災害時要援護者対応マニュアル」を現状に即して改訂すること、及び「障がいの特性」に応じた災害時における障がいのある人への支援体制等の構築にも取り組み、平常時から災害時に備えた対策を進めていく必要があります。

(1) 福祉のまちづくりの推進

【取組の方向性】

障がいの有無にかかわらず、全ての人が不自由なく日常生活を送ることができ、誰もが社会参加できるように、建物や道路、交通機関等のバリアフリー化に取り組むとともに、正しい利用がされるようにユニバーサルデザインの意識啓発に努めます。

【具体的な施策と事業】

施策・事業	内 容	実施主体 (所管部署)
①福祉のまちづくりの普及・啓発	○茨城県の「ひとにやさしいのまちづくり条例」等に基づき、市民や事業所に対する普及・啓発に努め、福祉のまちづくりに関する意識高揚を図ります。 ○性別や年齢、障がいの有無に関係なく、市民個々にとって利用しやすい施設となるよう、公共施設の建設や改修に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の関係法令を遵守し、段差の解消や手すりの設置、円滑な動線の確保等、障がいのある人や高齢者の利用に配慮した施設整備を推進します。	社会福祉課 企画課 財政課 建設課 都市計画課 学校教育課 生涯学習課 茨城県県南県民センター

②民間施設の バリアフリ ー化の促進	○民間事業者が公共性の高い施設の建設を 計画する際は、「高齢者、障がい者等の移 動等の円滑化の促進に関する法律」等の 関係法令を遵守するよう求めます。	社会福祉課 都市計画課
③低床バスの 導入	○障がいのある人や高齢者等が安全に利用 できるよう、低床バスの運行を促進しま す。	企画課
④安全な歩行 空間の整備 促進	○道路の新設に当たっては、全ての人の移 動に配慮した安全な歩行空間の整備に努 めます。	都市計画課 建設課
⑤安全な歩行 空間の確保 に向けた啓 発の推進	○安全な歩行空間を確保するため、自動 車・自転車を運転する人や歩道を歩く人 に対して、障がいのある人や高齢者に配 慮した交通マナーを心がけるよう、広報 や啓発を進めます。	企画課 交通防災課
⑥障がいのある 人に配慮 した駐車場の 設置促進	○関係機関の協力を得ながら、公共性の高 い施設への身障者等用駐車場（車いす使 用者用駐車施設）の設置を促進します。	社会福祉課 都市計画課
⑦障がいのある 人に配慮 した駐車場の 適正な利用 の周知	○「いばらき身障者等用駐車場利用証」制 度の開始により、身障者等用駐車場（車い す使用者用駐車施設）が適正に利用される よう、広く市民への啓発を進めます。	社会福祉課 保健センター 介護福祉課

(2) 居住環境の整備・改善

【取組の方向性】

障がいのある人も地域で安心して暮らすことができるよう、住居のバリアフリー化等の居住環境を整備・改善するため、「障がいの特性」に応じた住まいづくりの推進と支援に努めます。

【具体的な施策と事業】

施策・事業	内 容	実施主体 (所管部署)
①住宅改造の支援・促進	○在宅で生活する重度の身体に障がいのある人も、安心して住み慣れた自宅で暮らし続けることができるよう、住宅環境の改善にかかる費用を助成します。	社会福祉課
②生活福祉資金（住宅資金）貸付制度の周知	○茨城県社会福祉協議会において実施する障がいのある人がいる世帯が増改築や補修等を行う場合の資金の貸付制度の周知を行い、当該貸付制度を障がいのある人が円滑に利用できるよう支援します。	社会福祉協議会
③公営住宅におけるバリアフリー化の推進	○公営住宅の新設・改築に当たっては、障がいのある人の利用にも配慮し、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進めます。	建設課

(3) 暮らしの安全対策の充実

【取組の方向性】

障がいのある人も住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、災害時等の緊急時に備え、迅速に情報を伝達する必要があります。特に、視覚や聴覚に障がいのある人及び知的に障がいのある人に対しては、「障がいの特性」にあった緊急連絡体制や地域での見守り体制の構築が必要です。

また、障がいのある人や高齢者等に対する犯罪被害や消費者被害を未然に防止するため、防犯知識の周知や地域での防犯体制の充実が求められています。

【具体的な施策と事業】

施策・事業	内 容	実施主体 (所管部署)
①「メールもりや」への登録の促進	○地震や気象情報等の災害に関する情報を市民へ迅速に伝えるため、携帯電話やパソコンへ情報をメール配信しています。聴覚に障がいのある人は情報が視覚的に得られ、視覚に障がいのある人は携帯電話端末の読み上げ機能を用いて情報を得ることができるため、「メールもりや」への登録を促進します。	社会福祉課 交通防災課
②福祉避難所の確保	○通常の避難所では避難生活が困難な要援護者のために、社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努めます。	社会福祉課 介護福祉課 交通防災課
③災害時要援護者台帳の登録促進	○障がいのある人や高齢者等の災害時要援護者台帳を民生委員・児童委員や地域の団体に提供し、連携して障がいのある人や高齢者等が災害時に迅速な避難、救助活動を行うことができるよう、災害時要援護者台帳情報の更新に努めます。	社会福祉課
④緊急時の支援体制の充実	○急病や災害時の緊急時に迅速に対応できるよう、緊急通報装置の設置や聴覚、音声・言語機能に障がいのある人への通信装置の給付等を継続して行います。 ○知的や精神に障がいのある人は、緊急時に支援を求めることができない場合があるため、民生委員・児童委員や地域の団体と連携して支援できる体制の整備に努めます。	社会福祉課 介護福祉課
⑤防犯対策の強化	○地域において、全ての人が、安心・安全に暮らすことができるよう、地域の人々の協力によってつくる防犯体制の支援・指導に努めます。 ○障がいのある人や認知症の高齢者等に対する犯罪被害を防止するため、「母さん助けて詐欺（振り込め詐欺）」等の防犯知識の周知徹底や悪徳商法等の消費者被害防止に向けた情報の提供に努めます。	交通防災課 経済課

2 地域で自立した主体的な生活の支援

2-1 相談支援と権利擁護の推進

【現状と課題】

インターネットや携帯電話の普及により、情報伝達が以前と比べて格段に速くなっています。この情報技術は、障がいのある人にとっても情報・意思疎通手段として活用されるべきところですが、障がいのある人によっては、十分に活用できず、いわゆる「情報弱者」として取り残される恐れもあります。このため、情報が伝わらず各種の制度・サービスを利用できないことがないように、情報提供の内容や手段の充実を図ることが必要です。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の規定に基づき、障がいのある人が必要なときに、自分が必要とするサービスを選択し利用できること、また、情報の提供や適切な相談が受けられるように情報提供体制及び相談体制の強化を図ることが必要です。

障がいのある人や家族においては、ライフステージに応じて生涯にわたり支援してくれる相談員がいることが心の支えとなるため、適切な支援の提供を受けることができる相談支援事業所等の関係機関を増やしていくことも必要です。

障がいのある人も犯罪被害や人権侵害に遭わないように、地域の人々への積極的な関わりを支援し、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」の利用を促進するとともに、サービス提供事業者等の関係機関や民生委員・児童委員等の地域の身近な人たちへの啓発を行うことにより、障がいのある人を地域で見守る環境整備が必要です。

(1) 広報・情報提供の充実

【取組の方向性】

障がいのある人やその家族が必要な情報を円滑に入手することができるよう、情報提供方法について適切な配慮を行うとともに、広報紙やインターネットのホームページ等を通じて的確かつ迅速な情報の提供を行います。

【具体的な施策と事業】

施策・事業	内 容	実施主体 (所管部署)
①障がい福祉に関する情報提供の充実	○障がいのある人にインターネット、電子メール、携帯電話等のIT機器の活用による利便性について周知を図り、利用を促進します。	社会福祉課

	○障がいのある人に各種の手續やサービス内容を紹介する「障がい者福祉のしおり」を更新したときは、最新の情報が必要な人に届くように、ホームページの情報を随時更新します。	
②視覚，聴覚・言語機能に障がいのある人への情報保障	○視覚に障がいのある人や聴覚・言語機能に障がいのある人等に対し，意思伝達や情報収集を支援する日常生活用具の給付や補装具費を支給することにより，日常生活での意思疎通を図ります。	社会福祉課
③刊行物等の点字化・音声化の推進	○視覚に障がいのある人等への的確な情報提供を図るため，必要度・重要度の高い情報を中心に点字化・音声化による提供を行います。	社会福祉課 秘書課 中央図書館 社会福祉協議会

(2) 相談支援体制の充実

【取組の方向性】

障がいのある人やその家族が，悩みや不安を身近なところで気軽に相談し，適切な指導，援助につながられるよう市の相談窓口の充実を図るとともに，関係機関や相談支援事業所等との連携を密にし，身近な相談から専門的な相談に至るまでの総合的な相談支援体制づくりに努めます。

特に，障がいのある人のライフステージに応じて，一貫した支援ができるような体制づくりに取り組みます。

【具体的な施策と事業】

施策・事業	内 容	実施主体 (所管部署)
①庁内の相談窓口の整備	○障がいのある人や家族からの保健・医療・福祉等にわたる相談に的確に対応できるよう，窓口の充実や庁内各部局の連携を図り，障がいの種別にかかわらず，気軽に利用できる相談支援体制づくりに努めます。	社会福祉課 保健センター 介護福祉課 国保年金課 守谷市こども療育教室

<p>②身近な相談体制の充実</p>	<p>○障がいのある人に、必要に応じて専門機関につなぐことができるよう、社会福祉協議会、サービス提供事業者、障がい者団体、民生委員・児童委員及び教育関係機関等、関係各機関等の相互の連携を強化し、相談体制の充実を図ります。</p> <p>○民生委員・児童委員の存在や相談・支援活動について広く周知を図り、より身近な地域での相談体制の充実を図ります。</p> <p>○障がいのある人や家族からの相談に対して適切なアドバイスができるよう、相談支援専門員のさらなる資質向上のため、関係機関等が実施する研修等への積極的な参加の働きかけを行います。</p> <p>○障がい福祉サービスを利用する人のサービス等利用計画を作成できる相談支援事業所の増加を図り、障がいのある人の意思決定に基づき、個々に合った効果的なケアマネジメントが行えるよう、努めます。</p> <p>○障がいのある児童について、ライフステージに応じた保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携による障がい児相談支援体制の整備・充実に努めます。</p> <p>○障がいのある人又はその家族が、仲間として障がいのある人からの相談を受け、問題解決につながるよう、助言を行う「障がい者相談員制度」の充実を図ります。</p>	<p>社会福祉課 保健センター 介護福祉課 国保年金課 守谷市こども療育教室</p>
<p>③障がいのある人への総合的な支援体制の確立</p>	<p>○障がいのある人も普通に暮らせる地域づくりを推進するため、その中核的役割を担う「守谷市地域自立支援協議会」の機能の強化に努めます。</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>④福祉総合相談窓口の機能構築</p>	<p>○地域包括支援センターと連携し、地域に住む障がいのある人や高齢者等の様々な相談を受け、適切な機関やサービスにつなぐことを目的とする「福祉総合相談窓口」の機能を構築するため、体制の整備に努めます。</p>	<p>社会福祉課 児童福祉課 介護福祉課</p>

<p>⑤ 「相談支援ファイル」の活用</p>	<p>○幼児期から成人までの間に、何らかの支援を必要とする人やその家族を対象に、「相談支援ファイル」を配布し、支援を必要とする人の状況等を記録としてまとめ、必要に応じて保健・医療・福祉・教育等の関係機関に提示することによって、ライフステージに応じた支援を円滑に受けられるよう、「相談支援ファイル」の活用に努めます。</p>	<p>指導室</p>
------------------------	---	------------

(3) 権利擁護や虐待防止対策の推進

【取組の方向性】

障がいのある人も普通に日常生活を送れるよう、虐待や差別を解消するための施策を推進するとともに、社会生活において不利益を被ることがないように、障がいのある人の権利擁護体制と法律的な手続や財産管理等を行う「成年後見制度」の利用を促進します。

【具体的な施策と事業】

施策・事業	内 容	実施主体 (所管部署)
①権利擁護体制の充実	○意思表示が困難な障がいのある人の権利や財産の保全について、社会福祉協議会や消費生活センター等の関係機関との連携のもと、その権利擁護の推進のため、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」を周知することにより、利用を促進します。	社会福祉課 介護福祉課 経済課 社会福祉協議会
②障がいのある人への虐待防止に関する体制の整備	○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の周知に努め、障がいのある人が家庭や施設等で虐待や差別を受けることのないよう、市民に対する虐待防止等の啓発を行うとともに、地域住民やサービス事業者、関係機関等との連携により、虐待が生じた場合の早期発見や被害者の一時避難場所としての居室を確保する等、虐待防止体制の整備を図ります。	社会福祉課

2-2 生活支援サービスの充実

【現状と課題】

障がいのある人も住み慣れた地域で生活をするためには、居宅介護や共同生活援助（グループホーム）等の福祉サービスにおける支援を受けられることが必要不可欠であるため、障がいの状況や生活環境に合った選択ができるよう、様々な障がい福祉サービスや地域生活支援事業の充実が求められます。

障がいのある人の住まいとして共同生活援助（グループホーム）設置の要望があることから、いわゆる「親亡き後」の生活の不安を解消するためにも障がいのある人も安心して暮らせるよう、新規事業所や既存事業所での受け入れ定員の増加等による住環境の整備が必要です。一方、訪問系サービスや日中活動系サービスにおいては、新規事業所の参入はもとより、既存事業所での新規サービスの追加により利用サービスの種類を増やし、障がいのある人が事業所を選択することができるような体制の整備が必要です。

また、障がいのある人が属する世帯は、長期にわたる介護・介助や就労状況により経済的支援を必要となる場合が多く、安定した生活を送れるよう、各種の経済的支援制度を利用するための啓発が必要です。

平成24年度から居住の確保や地域生活に移行するための相談を行うサービスとして地域移行支援・地域定着支援が開始され、施設や病院等に入所・入院している障がいのある人が地域で生活していくための環境整備が必要となっています。これらの新たなサービスを活用しながら、地域で安心して生活するための支援体制の整備が必要です。

障がい福祉サービス事業者及び障がい児通所支援事業者に対しては、茨城県と連携し、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援を利用する人が安心して利用できるよう、サービスの質の維持・向上、苦情解決の体制整備等を図るための適正な指導が必要です。

（1）日常生活の支援

【取組の方向性】

障がいのある人も住み慣れた地域で暮らせるよう支援するため、居宅における障がい福祉サービスの充実に努めるとともに、地域生活支援事業のサービスを充実し、サービスの提供体制の構築に努めます。

【具体的な施策と事業】

施策・事業	内 容	実施主体 (所管部署)
①訪問系サービスの充実	○居宅介護（ホームヘルプサービス）をはじめとする訪問系サービスの拡充を促進するとともに、居宅において、家族とともに安心して生活を営んでいくために必要なサービスの充実に努めます。	社会福祉課

②日中活動系サービスの充実	○障がいのある人の自立と社会参加を促進するとともに、身体機能の維持向上を図るため、生活介護や就労移行支援等の日中活動系サービスの充実を図ります。	社会福祉課
③短期入所（ショートステイ）事業の促進	○一時的に家庭での介護が困難になった場合や家族の負担軽減を図るための短期入所（ショートステイ）が利用できる施設を拡充し、利用の促進に努めます。	社会福祉課
④日中一時支援事業の促進	○障がいのある人の日中における活動の場や家族の就労支援・休息の確保のため、日中一時支援事業が利用できる施設を拡充し、利用の促進に努めます。	社会福祉課
⑤訪問入浴サービスの普及	○自宅での入浴が困難な重度の障がいのある人に対して、専門スタッフが自宅を訪問して行う訪問入浴サービスの普及に努めます。	社会福祉課
⑥外出の支援	○行動援護等の障がい福祉サービスや個別支援による移動支援事業の周知を図り、障がいのある人の社会参加や余暇活動等を促進させるため、外出による支援を推進します。	社会福祉課
⑦放課後等における活動の場の確保	○障がいのある児童の放課後や夏休み等の長期休暇における活動の場である放課後等デイサービスにおいて、障がいのある児童の集団生活と健全育成の場の確保に努めます。	社会福祉課
⑧高次脳機能障がいのある人への支援	○外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がい等の認知障がい等の症状が出現する高次脳機能障がいのある人に対し、茨城県や相談支援事業所等と連携し、住み慣れた地域で暮らせるよう支援します。	社会福祉課
⑨介護保険法における「介護予防・生活支援サービス事業」との利用の検討	○介護保険制度において「介護予防・日常生活支援総合事業」の見直しが予定されていますが、効果的かつ効率的に「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できるよう検討を行います。	社会福祉課 介護福祉課

(2) 生活の場の確保

【取組の方向性】

障がいのある人も地域の中で自立し、安心して暮らしていけるよう、共同生活援助（グループホーム）をはじめ、民間住宅を含めた様々な生活の場の確保に努めます。また、施設入所支援については、障がいのある人の個々の事情を勘案し、施設入所が必要な人に対して施設入所支援事業所からの空床情報の把握・提供を行います。

【具体的な施策と事業】

施策・事業	内 容	実施主体 (所管部署)
① 居住系サービスの利用促進	○在宅で生活することが困難な障がいのある人が、共同生活援助（グループホーム）を夜間の生活の場として活用するとともに、地域社会で生活する障がいのある人も身近なところで利用できるよう、居住系サービスの利用を促進します。	社会福祉課
② 共同生活援助（グループホーム）の整備促進等	○社会福祉法人や非営利活動法人等のサービス提供事業者と連携を図りながら、共同生活援助（グループホーム）の整備促進に努めます。 ○地域生活に移行する際の生活の場の確保のため、一般の賃貸住宅等も含めた様々な形態の住まいの情報収集、提供について検討します。	社会福祉課
③ 施設入所支援サービスの推進	○在宅生活が困難な障がいのある人の生活を支援するため、施設入所支援を行う施設及び近隣市町村と連携し、施設入所にかかるサービスの推進に努めます。	社会福祉課

(3) 地域生活への移行の推進

【取組の方向性】

施設入所者・長期入院患者の地域生活への移行を推進するため、この対象となる人の意向を踏まえながら、社会生活を送るための訓練や地域で生活するための環境の整備を図ります。

【具体的な施策と事業】

施策・事業	内 容	実施主体 (所管部署)
① 関係機関との連携強化	○障がいのある人の地域生活への移行及び定着に向け、保健所や医療機関等との情報共有・連携強化を図り、各種サービスの周知を図ります。	社会福祉課 保健所
② 「地域移行支援事業」及び「地域定着支援事業」の推進	○施設入所者や精神科病院に入所・入院している障がいのある人の地域移行を進めるため、地域移行のための相談や住居の確保、その他必要な支援を行う「地域移行支援事業」及び常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の必要な支援を行う「地域定着支援事業」の利用を促進します。	社会福祉課 保健所

(4) 制度の円滑な運営と利用促進

【取組の方向性】

障がいのある人も地域で安心して生活できるよう、障がい福祉サービスを安定的に提供するため、障がい福祉サービス事業者への支援及び資質の向上に努めます。また、障がいのある人やその家族の経済的負担を軽減するため、各種制度の周知と利用促進を図ります。

【具体的な施策と事業】

施策・事業	内 容	実施主体 (所管部署)
① 障がい福祉サービスの質の向上等	○茨城県と連携し、障がい福祉サービス事業者及び障がい児通所支援事業者に対し、実地指導により、サービスや自己評価等に関する適切な指導及び助言を行うことで、障がい福祉サービス等の質の向上及び業務の適正化を推進します。	社会福祉課

②障がい福祉サービス事業者等間の情報交換会の開催	○市内の障がい福祉サービス事業者、障がい児通所支援事業者及び地域生活支援事業者と定期的に会議を行う場を提供し、障がい福祉施策の円滑な実施及び障がいのある人への支援方法等について情報交換を行います。	社会福祉課
③民生委員・児童委員及び医療機関等関係機関への周知	○障がいによる支援制度について、民生委員・児童委員及び医療機関等関係機関の職員に対し周知を図ります。	社会福祉課
④障がいによる支援制度の周知と障がい者手帳取得の支援	○障がいのある人やその家族の生活安定のため、障がい年金や各種手当、税制の優遇措置等について障がいのある人や家族に周知し、制度の利用促進に努めます。 ○障がい者手帳の新規取得者等に「障がい者福祉しおり」を配布するほか、市のホームページ等に掲載することより、障がいによる支援制度の周知に努めます。 ○障がい者手帳の未取得者に対して、障がい者手帳交付制度の周知を図り、障がい者手帳の取得につなげられるよう支援します。	社会福祉課 国保年金課 税務課 茨城県県税事務所
⑤医療費の負担軽減	○自立支援制度の周知に努め、障がいのある人やその家族の負担軽減を図ります。	社会福祉課
	○特定疾患医療公費負担制度の周知に努め、難病患者やその家族の費用負担の軽減を図ります。	保健所
⑥自動車運転免許取得費の補助	○身体に障がいのある人の社会参加の促進と日常生活の利便を図るため、自動車の免許を取得した方に対し、その費用の一部を補助する自動車運転免許取得費補助事業の利用を推進します。	社会福祉課
⑦外出や移動の支援	○障がいのある人の移動を支援するため、公共交通機関における運賃等の助成や割引制度に関する周知を図り、利用促進に努めます。	社会福祉課

2-3 保健・予防の充実

【現状と課題】

近年のライフスタイルや社会構造の変化によるストレスから「こころの健康」を損なう人が増えています。特に、「うつ病」をはじめとした精神疾患は、年々増加していることから、国において5大疾病として取り組みを強化することになりました。その点を踏まえ、「こころの健康」に関する理解を促進する必要があります。

平成25年4月から、障がいの有無にかかわらず、難病や発達障がいのある人も障がい福祉サービスや地域生活支援事業が受けられるようになったことから、サービスが提供できる事業所の確保が必要です。

(1) 保健サービスの充実

【取組の方向性】

生涯に渡って健康を保持し、市民の誰もが生き生きと日常生活が送れるよう保健サービスの充実を図ります。

【具体的な施策と事業】

施策・事業	内 容	実施主体 (所管部署)
①地域療育体制の整備	○発達の遅れや障がいのおそれのある子どもに対し、適切な療育相談を行うことができるよう、医療機関やその他の関係機関との連携を強化し、専門的人材の確保に努め、相談・指導の充実を図ります。	社会福祉課 守谷市こども療育教室
②休日・夜間の診療体制	○障がいのある人も安心して治療できるよう、休日・夜間や緊急時の医療体制を含め、関係機関に働きかけるとともに、診療体制に関する情報提供に努めます。	保健センター
③要介護高齢者及び障がいのある人の歯科診療体制	○要介護高齢者の在宅・病院・施設での歯やお口の問題及び在宅の障がいのある人の歯科診療については、茨城県歯科医師会口腔センターと連携し、「在宅歯科医療連携室」の情報提供に努めます。	保健センター 茨城県歯科医師会

(2) こころの健康づくりの推進

【取組の方向性】

こころの病のある人が地域で自立した生活が送れ、社会に参加しやすい環境づくりを構築するため、こころの病に関する理解の促進や、適切に医療及び相談を受けられる体制の整備が必要です。

【具体的な施策と事業】

施策・事業	内 容	実施主体 (所管部署)
①こころの健康づくりの啓発	○統合失調症や気分障がい等の精神疾患・精神障がいについて、理解促進や早期治療、相談事業の啓発を進め、こころの病のある人に対する市民の理解に努めます。	保健センター
②自殺予防の対策	○自殺の要因には、経済的問題、心理的問題等が複雑化しているため、内部機関との連携を強化し、相談窓口につながるように努めます。また、自殺された人の遺族への対応に努めます。	保健センター
③関係機関との連携及び相談支援体制の強化	○「こころの健康」の相談窓口において、医療機関等関係機関との連携強化や相談支援体制の強化に努めます。	保健センター
④「ひきこもり」の人への支援	○「ひきこもり」の人を支えるため、相談体制のネットワークづくりや就労等を促進する支援機関の連携体制を進めます。	社会福祉課 茨城県発達障害者支援センター

(3) 難病患者への支援

【取組の方向性】

難病患者の在宅生活を支援するため、相談機関や医療機関と連携し、地域で適切な福祉サービスや医療を受けることができる体制の整備及び難病患者やその家族の経済的負担の軽減を図ります。

【具体的な施策と事業】

施策・事業	内 容	実施主体 (所管部署)
① 難病患者へのサービスの充実	○在宅の難病患者が地域で安心して生活が送れるよう、医療機関等の関係機関と連携し、保健・医療・福祉に関する総合的な相談・支援体制の整備を図ります。	社会福祉課 保健所
	○難病患者の在宅生活を支援できる体制の整備に努めます。	社会福祉課
② 難病患者への経済的支援	○「難病患者福祉手当」制度の周知に努め、難病患者やその家族の経済的負担の軽減を図ります。	社会福祉課

3 ライフステージに応じた社会参加の支援と自立

3-1 教育の充実

【現状と課題】

「児童福祉法」等の改正により、平成24年4月から児童発達支援や放課後等デイサービスといった新たなサービスが創設され、障がいのある児童に対する支援の強化が図られています。

先天性疾患や聴覚障がい等、新生児期から乳児期の早期に障がいが発見された場合、保護者の不安が大きいことから、保護者が安心して養育できるよう、保健・医療・福祉が連携し、更に教育につながるよう支援する必要があります。

障がいのある児童も適切な保育・教育を受けるためには、その関係する機関がそれぞれ協力することにより、一人ひとりのニーズに合った支援を長期にわたり継続していくことが必要です。具体的には、療育・保育から、小学校、中学校、高等学校へと、障がいのある児童に対して、切れ目のない一貫した支援が行える体制を構築していくことが必要不可欠であり、また、保育、幼児教育の場と家庭、地域との連携も重要であるため、体制の構築が必要となります。

(1) 療育・発達支援体制の充実

【取組の方向性】

乳幼児健診や発達相談等を通じて、障がいの早期発見に取り組み、医療や保健所等の関係機関との連携のもと、ライフステージに応じた適切な療育・保育・教育につなげる体制づくりに努めます。

【具体的な施策と事業】

施策・事業	内 容	実施主体 (所管部署)
①乳幼児健康 診査におけ る障がいの 早期発見と 支援	○乳幼児健診で診察や乳幼児視聴覚のアンケートや検査を行い、障がいの早期発見に努めます。 ○乳幼児健診で、発達障がいの疑いのある児童に対しては、発達相談を行い、保健所の二次スクリーニングや医療と連携し、早期発見と早期支援に努めます。 ○訪問や面接を通じ、保護者の精神的支援や将来にわたる早期発見・早期教育につながる情報提供に努めます。	保健センター 守谷市こども療 育教室 保健所
②障がい児等 療育支援の 充実	○障がいのある人の生活を支援するため、茨城県と連携し、窓口における療育相談・支援の充実を図ります。	社会福祉課 守谷市こども療 育教室

③療育に関する相談・支援体制の充実	○守谷市こども療育教室を核に関係機関とのネットワーク化を進め、療育に関する相談支援体制の充実を図ります。 ○児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援が提供できる体制の整備に努めます。	社会福祉課 守谷市こども療育教室
④障がい児保育の充実	○障がいのある児童の保育需要に対応できるよう、受け入れ体制の整備を図り、障がい児保育の充実に努めます。	児童福祉課
⑤放課後児童クラブ等での障がいのある児童の受け入れの検討	○放課後児童クラブ等で障がいのある児童の受け入れについて検討します。	生涯学習課
⑥就学児童に対する就学指導の充実	○就学指導委員会を通じて、関係機関との連携のもとに、一人ひとりの状況やライフステージに応じた的確な教育を判断し、教育機関への指導体制の充実を図ります。	指導室 児童福祉課 守谷市こども療育教室

(2) 障がい児(者)教育の充実

【取組の方向性】

障がいのある人の社会参加と自立を促進するため、一人ひとりの「障がい特性」に応じた教育を推進することで適切な進路指導に取り組むとともに、教員に対する研修の実施等を通じて指導力の向上に努めます。

【具体的な施策と事業】

施策・事業	内 容	実施主体 (所管部署)
①特別支援教育の推進	○障がいのある児童一人ひとりの状況や特性等に応じた適切な指導・支援を行うため、特別支援学校に協力を求めながら、特別支援教育の推進に取り組みます。 ○障がいのある児童が必要とする教育ニーズに応え、一人ひとりの能力や可能性を伸ばすため、人的支援をはじめ様々な手段を用いて、適切な教育の推進に取り組みます。	学校教育課 指導室 特別支援学校

	○小学校，中学校又は特別支援学校へ就学する障がいのある児童の保護者に対し，経済的負担の軽減を図るため，「特別支援教育就学奨励費制度」の普及に努めます。	
②就学相談・進路指導の充実	○障がいのある児童一人ひとりにとって最適な進路を選択できるよう，就学相談の充実を図ります。 ○学校における進路指導において，本人や保護者への情報提供に努めるとともに，中・軽度の障がいのある児童の職業的な自立を目指した指導の充実を図ります。	指導室 児童福祉課 守谷市こども療育教室
③教職員研修の充実	○軽度発達障がいをはじめ，障がいの多様化に適切に対応できるよう，教職員に対する研修会を充実し，指導力の向上に取り組みます。	指導室
④特別支援学校との交流	○特別支援学校在籍者の居住区となる学校で，地域の学校の在籍者と交流を持つ機会の提供に努めます。	指導室 特別支援学校
⑤放課後等における活動の場の整備推進	○障がいのある児童の放課後や夏休み等の長期休暇における活動の場である放課後等デイサービスの整備を推進し，障がいのある児童の集団生活と健全育成の場の充実に努めます。（再掲）	社会福祉課
⑥学校施設・設備の整備	○スロープや手すりの設置，トイレの改修等，学校教育施設のバリアフリー化を進めます。 ○障がいのある児童の学習を支援するために必要な機器・設備の整備等，ユニバーサルデザインに基づいた教育設備の充実を図ります。	学校教育課
⑦生涯教育の提供の検討	○学校を卒業した後においても，障がいの有無にかかわらず，学習の機会が得られるよう，生涯教育の提供方法について検討します。	社会福祉課

(3) 発達障がい児（者）への支援

【取組の方向性】

発達障がいのある人やその家族が日常生活を送る上で不安を持つことがなく、社会の一員として地域で暮らすことや就労することができるよう、関係機関と連携し、ライフステージに応じた相談や療育・就学・就労等に関する支援を行います。

【具体的な施策と事業】

施策・事業	内 容	実施主体 (所管部署)
①発達障がいに関する支援策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○発達障がいの早期発見，早期支援を進めるため，専門療育機関・団体等における適切な訓練，療育，相談につながるよう，フォローアップ体制の強化を図ります。 ○発達障がいのある児童やその家族のニーズを把握し，「障がいの特性」に応じた支援をするとともに，生涯を通じた切れ目のないサービス提供体制の充実を図ります。 ○成人期の発達障がいのある人を対象に，地域生活及び就労支援のための標準的プログラムについて，「守谷市地域自立支援協議会」等で検討を進めます。 	社会福祉課 守谷市こども療育教室 指導室 茨城県発達障害者支援センター
②発達障がい等に関する理解の促進及びサービス利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○自閉症等の発達障がい及び高次脳機能障がい等に関する正しい理解を深めるための普及・啓発活動を充実するとともに，発達障がいも障がい福祉サービスの対象であることの周知に取り組み，発達障がいのある人とその家族等からの相談に応じることで，適切なサービスが利用できるよう支援します。 	社会福祉課

3-2 雇用・就労の促進

【現状と課題】

障がいのある人にとって雇用・就労を促進することは、地域で自立した生活を送るために必要であり、社会参加という面でも大きな役割を果たします。

しかし、現状では障がいのある人の就労は、平成25年4月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率が1.8%から2.0%へ引き上げられたことにより、雇用者数は増加しているものの、未だ法定雇用率には至っていない状況です。このため、法定雇用率に少しでも早く届くように企業・事業所においては、障がいのある人への理解を求め、雇用を促進することが必要です。

障がいのある人に対しては、就労移行支援事業の利用により事前に就労訓練を行い、「就労」するという事に慣れるための支援をする必要があります。職場への定着を図るため、就労移行支援事業を利用した後、一般就労が困難な障がいのある人に対しては、就労継続支援事業所等での支援が必要です。特別支援学校の卒業生については、特別支援学校と連携して一般就労への支援が必要です。

また、平成25年4月に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」により、国や地方公共団体等が障がい者支援施設等への物品等の発注を積極的に行うことで、障がいのある人の就労の場を確保するよう、継続的に支援することが求められています。

(1) 多様な就労の場の確保と支援

【取組の方向性】

常総職業安定所等の就労関係機関と連携し、就職が可能な職域、職種を広げるよう努め、障がいのある人も可能な限り一般就労できるよう、「障がいの特性」に応じて就労に向けた支援を行います。

【具体的な施策と事業】

施策・事業	内 容	実施主体 (所管部署)
①企業・事業所の障がい者雇用への理解促進	<p>○障がいのある人の雇用について、公共職業安定所等が事業者に対して行う啓発活動に協力し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率が下回る企業・事業所に対しては、改善するように働きかけます。</p> <p>○障がいのある人も定着して就労できるよう、労働環境の改善、職場・職種の拡大等、働く場の拡大や環境の改善を関係機関等に働きかけます。</p>	社会福祉課 経済課 公共職業安定所 茨城県県南県民センター

	○「障害者雇用支援月間（9月）」等を通じて、事業所等に対する障がい者雇用への理解と協力を求めます。	
②障がいのある人への雇用・就労に関する支援	○障がいのある人がその働く意欲や適性、能力に応じて就労できるよう支援するため、雇用・就労に関する相談支援や情報提供を行います。	社会福祉課 公共職業安定所 茨城県県南県民センター
③各種助成金制度の啓発	○職場適応訓練等の手当を雇用主へ支給する各種助成金制度の利用を促進するため、企業・事業所に対し啓発を行います。	公共職業安定所
④公共機関での雇用	○市役所等の公共機関において、障がいのある人を計画的に雇用します。	総務課
⑤福祉的就労の促進	○企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う就労移行支援事業の積極的な活用を支援します。	社会福祉課 公共職業安定所
⑥職場適用援助者（ジョブコーチ）制度及び障害者試行雇用事業（トライアル雇用）制度の活用促進	○障がいのある人及び事業主に対して、雇用の前後を通じて「障がいの特性」を踏まえた直接的・専門的な援助を行う職場適用援助者（ジョブコーチ）の活用について働きかけます。 ○地元企業・事業所に対して、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業の活用に関する情報提供を行い、就労体験機会の拡大を図ります。	社会福祉課 公共職業安定所

(2) 福祉的就労の場の充実

【取組の方向性】

一般就労が困難な障がいのある人に対して、働く場や活動する場を確保するため、福祉的就労を提供できる体制の整備に努めます。

【具体的な施策と事業】

施策・事業	内 容	実施主体 (所管部署)
①福祉的就労の場の確保	○働く意思がありながら一般就労が困難な障がいのある人に対して、生活指導、作業指導を行い、社会的自立を図るための就労継続支援事業所の確保に努めます。 ○在宅の障がいのある人に対して、地域に密着した就労の場を確保するため、地域活動支援センターの支援内容の充実を図ります。	社会福祉課
②障がい者支援施設等への発注の推進	○「国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」に基づき、本市における物品の購入や委託において障がい者支援施設等への発注を推進し、障がい者支援施設等における業務の受注確保を支援します。	社会福祉課

3-3 社会参加の促進

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、生きがいやゆとりを持って、誰もが生き生きとした生活を送るためには、趣味やスポーツ・レクリエーション等の余暇を楽しむ活動が必要です。特に、障がいのある人にとっては、健康の保持や社会参加により、生活の充実につながることから、余暇活動の向上が必要となります。

そこで、社会活動・地域活動としてのスポーツ・レクリエーション等のイベント、趣味の講座等への参加を通じて、障がいのある人の社会への参加を促すため、ボランティアの配置や受入体制の構築が必要です。

また、聴覚に障がいのある人や難聴の人は、様々な場面で手話通訳や要約筆記等の「聴こえ」に関する支援が必要となるため、これらに対応できる支援体制の構築を図る必要があります。

選挙については、障がいのある人も円滑に投票ができるようにするため、投票所の環境整備等を行う必要があります。

(1) 移動・意思疎通の支援

【取組の方向性】

障がいのある人も社会に積極的に参加する上で、安全で快適に移動し、その活動する範囲が広がるよう、円滑に利用できる交通手段の整備と「障がいの特性」に応じた移動手段の確保に努めます。

また、視覚、聴覚、音声・言語機能に障がいのある人に対する意思疎通支援について、必要なときに必要な支援が受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

【具体的な施策と事業】

施策・事業	内 容	実施主体 (所管部署)
①外出の支援	○ひとりでの外出が困難な障がいのある人の社会参加を支援するため、介護給付による行動援護、同行援護及び地域生活支援事業による移動支援を周知し、利用を促進します。	社会福祉課
②自動車運転免許取得費の補助	○身体に障がいのある人の社会参加の促進と日常生活の利便を図るため、自動車の免許を取得した方に対し、その費用の一部を補助する「自動車運転免許取得費補助事業」の活用を推進します。(再掲)	社会福祉課
③外出や移動の支援	○障がいのある人の移動を支援するため、公共交通機関における運賃等の助成や割引制度に関する周知を図り利用促進に努めます。(再掲)	社会福祉課

④守谷市福祉タクシー券の交付	○交付要件に該当する重度の障がいのある人等に対して、「守谷市福祉タクシー券」を交付し、タクシー料金（初乗り分）の助成を行うことで、医療機関への受診等を目的とする外出を支援します。	社会福祉課
⑤手話通訳者・要約筆記者の派遣	○聴覚や音声・言語機能に障がいのある人も社会生活を送る上で意思疎通を円滑に行うことができるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	社会福祉課 茨城県立聴覚障害者福祉センター
⑥手話通訳者・要約筆記者の養成	○聴覚や音声・言語機能に障がいのある人の意思疎通を支援するため、茨城県や各種団体と連携し、手話通訳者や要約筆記者を養成するための講習会等を実施します。	社会福祉課 茨城県立聴覚障害者福祉センター
⑦手話通訳者の設置の検討	○聴覚や音声・言語機能に障がいのある人に対する情報提供や相談支援に向けて、地域生活支援事業による手話通訳者の設置について検討します。	社会福祉課
⑧刊行物等の点字化・音声化の推進	○視覚に障がいのある人への的確な情報提供を図るため、必要度・重要度の高い情報を中心に点字化・音声化による提供に努めます。（再掲）	社会福祉課 秘書課 中央図書館 社会福祉協議会
⑨中途失明者への支援	○中途失明者を対象とした点字・点字タイプライターの習得、歩行訓練のための講習、中途失聴者や難聴者を対象とした読話技術の取得のための講習について、開催を周知します。	社会福祉課 茨城県立視覚障害者福祉センター
⑩障がいのある人に配慮した駐車場の適正な利用の周知	○「いばらき身障者等用駐車場利用証」制度の開始により、身障者等用駐車場（車いす使用者用駐車施設）が適正に利用されるよう、広く市民への啓発を進めます。（再掲）	社会福祉課 保健センター 介護福祉課
⑪選挙における配慮	○投票所内の段差解消、車いすや車いす用の投票記載台の配備等を行い、投票所のバリアフリー化に努めます。また、投票所において、自書ができない人に代理投票が可能であることや投票所へ行くことが困難な身体に障がいがある人に郵送による不在者投票ができることについて周知する等、障がいのある人も投票しやすい環境の整備に努めます。	選挙管理委員会

(2) 文化・スポーツ活動等の振興

【取組の方向性】

地域で暮らす障がいのある人がより多くの行事や活動に参加していくことは、多くの人と交流ができる機会が得られることにつながります。そこで、障がいのある人の文化・スポーツ活動への参加を促進するために必要な支援を図ります。

【具体的な施策と事業】

施策・事業	内 容	実施主体 (所管部署)
①障がいのある人への活動支援	○障がいのある人も積極的に社会活動やスポーツ活動へ参加できるよう、茨城県、社会福祉協議会、障がい者団体等が主催する文化事業、スポーツ・レクリエーション大会等において、ボランティア等の配置による障がいのある人の受け入れ体制の状況や開催情報を提供し、参加を促します。また、社会活動やスポーツ活動を支える指導者の育成に努めます。	社会福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会
②文化・芸術活動の振興	○文化・芸術活動の振興に向けて、活動機会や発表の場の確保を図ります。	社会福祉課 指導室 生涯学習課 社会福祉協議会
③文化・スポーツ施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の支援	○できる限り身近に文化活動やスポーツが行えるよう、使用頻度の高い施設を重点的に、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を計画的に推進します。	企画課 都市計画課 建設課